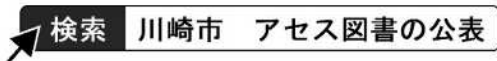


環境アセスメントに係るお知らせ

令和 7 年 5 月 7 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 27 条に基づき（仮称）小杉町一丁目計画に係る条例環境影響評価書（以下「条例評価書」と表記）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三井不動産レジデンシャル株式会社
	名 称	（仮称）小杉町一丁目計画
	種 類	高層建築物の新設（第 1 種行為） 住宅団地の新設（第 3 種行為） 大規模建築物の新設（第 2 種行為）
	実施区域	川崎市中原区小杉町一丁目 403-53 外
	目 的	都市型住宅の新設及び都市基盤施設・商業等施設・広場の整備
	内 容	計画地面積：約 5,290 m ² 建物高さ：約 155 m（塔屋等を含む最高高さ 約 165 m） 延べ面積：約 53,000 m ² （うち、住宅約 47,100 m ² ）
	施行期間	令和 7 年 6 月～令和 11 年 10 月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 7 年 5 月 7 日（水）～6 月 5 日（木）
	縦覧場所及び時間	川崎市：中原区役所 5 階・環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階⑥） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで） 横浜市：港北区役所・みどり環境局環境影響評価課 午前 8 時 45 分～午後 5 時（みどり環境局環境影響評価課は午後 5 時 15 分まで） 大田区：環境政策課（大田区役所本庁舎 8 階 23 番）・田園調布特別出張所 午前 8 時 30 分～午後 5 時 世田谷区：気候危機対策課（世田谷区役所二子玉川分庁舎 3 階(B35)） 午前 9 時～午後 5 時 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から縦覧を行います。 ※土曜日及び日曜日は除きます。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921